

佐藤寿三郎の議員活動詳報

ことぶき月報 (No.252) 2019年9月号

終世書生気質：ブログ・千曲のかなた (日々の議員活動をお伝えしています)

【須坂市議会令和元年9月定例会の顛末】

1. 【私の議会内議員活動】

須坂市議会9月定例会は8月27日招集され、条例12件、決算認定8件、そして補正予算6件が上程されました。各常任委員会、予算決算特別委員会等で慎重審査された後、9月25日本会議が再開され、全ての議案を議了して30日間に亘った議会は閉会しました。

(1) 今定例会に上程された議案の顛末について

1) 条例(案)12件

議案第35号 須坂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁済に関する条例の制定について

○総務文教委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤寿三郎議員＝賛成

☑自論：任用職員公募が市民に等しく広報されることにより、退職職員の便宜ではなく、市民の雇用の場の広がり、任用についての公平さが担保される制度であることを期待し賛成しました。

議案第36号 須坂市第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

○総務文教委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤寿三郎議員＝賛成

☑自論：任用職員公募が市民に等しく広報されることにより、退職職員の便宜ではなく、市民の雇用の場の広がり、任用についての公平さが担保される制度であることを期待し賛成しました。

議案第37号 須坂市政治倫理条例等の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤寿三郎議員＝賛成

☑自論：公務に就く以上、当然の心得であると思料します。

議案第38号 須坂市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○福祉環境委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決で可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

☑自論：個人標の社会的要請がここ迄進んだのかと感じます。

議案第 39 号 須坂市特別職の職員等の給与に関する条例及び須坂市特別職の職員等の職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査結果：可決、□本会議＝起立多数で可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

☑自論：公金着服という不心得な元職員(地域おこし協力隊員)の尻拭いであることを思料すると、そもそも公金着服行為は、隠密裏に行う行為であり、犯行時から相当の歳月を経過した後に発覚する形態を考えると、その犯行に些かなりとも上司が気づいて不手際があったり、或いは加担行為があったとすれば兎も角、本件の場合は、関係者が些かも気づかないことを奇貨として、元職員が犯行を重ねたものであることが覗えます。

公金着服行為は、自治体のチェック機能や決算監査において、余程の見逃しが無い限り、必ずばれる行為であり、着服金を返せば許されるものではなく、その処断は極めて重いことを知るべきで、一生を棒に振ることとなる。

上司が全く不知であるにも拘わらず監督不行届きとして処断されることは、余りにも上に立つ者の責任の取り方が、片務的で理不尽な処理と個人的には思えます。公職という組織維持のためには必要であり、且つ仕方がないとの説明を受けましたが、であれば、上司は常に部下に対し猜疑心を抱かねばならぬことにならないかの思いと、些か不公平な処理とも思えてなりません。

議案第 40 号 須坂市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

☑改正趣旨：自動車税等の環境性能割の導入に伴い、特定非営利活動法人が譲り受ける軽自動車の課税免除とするため。

議案第 41 号 須坂市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

☑自論：市は奨学金の貸与対象者を拡大し、更に奨学金の償還期間を延

伸されたいとする小職の要請に耳を傾けられて、償還期間を貸与期間の2倍から3倍に踏み切ったもので、このことは学業を終え、職に就き更に家庭を持つ等、二十歳代の貸与対象者にとっては、大きな負担となり兼ねない謂わば人生のものいり時期を斟酌すると、本改正は些かなりとも軽減するに寄与すると思えます。

「須坂の子弟は須坂が育てる」思いが伝わる改正であり、高く評価します。

議案第 42 号 須坂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

☑改正趣旨：上位法の改正に伴う改正であるため。

議案第 43 号 須坂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

☑改正趣旨：特定教育・保育施設等の運用に関する基準の改正のため。

議案第 44 号 須坂市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○経済建設委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

☑改正趣旨：須坂市公共物条例に発電に係る流水占用料等を加える等のため。

議案第 45 号 須坂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○経済建設委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

☑改正趣旨：水道法施行令の改正に伴い、引用する条項を改めるため。

議案第 46 号 須坂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

☑改正趣旨：地方公務員法の改正に伴うため。

2) 決算認定（案）8件の審査結果

認定第 1号 平成 30 年度須坂市一般会計歳入歳出決算認定について

歳出 211 億 3,493 万 1,661 円

○予算決算特別委員会審査結果：可決、□本会議＝起立多数で可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

認定第 2号 平成 30 年度須坂市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳出 52 億 4,968 万 4,479 円

○予算決算特別委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

認定第 3号 平成 29 年度井上、幸高、九反田、中島財産区特別会計歳入歳出決算認定について

歳出 816 万 2,916 円

○予算決算特別委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

認定第 4号 平成 29 年度須坂市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳出 42 億 7,004 万 4,223 円

○予算決算特別委員会審査結果：可決、□本会議＝起立多数で可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

認定第 5号 平成 29 年度須坂市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳出 6 億 4,961 万 7,519 円

○予算決算特別委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

認定第 6号 平成 29 年度須坂市水道事業会計決算認定について

歳出 10 億 4,581 万 8,197 円

○予算決算特別委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

認定第 7号 平成 29 年度須坂市下水道事業会計決算認定について

歳出 17 億 4,626 万 2,398 円

○予算決算特別委員会審査結果：可決、□本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

認定第 8 号 平成 29 年度須坂市宅地造成事業会計決算認定について

歳出 335 万 2,017 円

○予算決算特別委員会審査結果：可決、 □本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

3) 補正予算（案）6 件の審査結果

議案第 47 号 2019 年度須坂市一般会計補正予算第 2 号

歳入歳出に 5 億 1,288 万 7 千円

○予算決算特別委員会審査結果：可決、 □本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

議案第 48 号 2019 年度須坂市国民健康保険特別会計補正予算第 1 号

歳入歳出に 397 万 7 千円

○予算決算特別委員会審査結果：可決、 □本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

議案第 49 号 2019 年度井上、幸高、九反田、中島財産区特別会計補正予算
第 1 号

歳入歳出に 17 万 2 千円

○予算決算特別委員会審査結果：可決、 □本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

議案第 50 号 2019 年度須坂市介護保険特別会計補正予算第 2 号

歳入歳出に 2 億 173 万 3 千円

○予算決算特別委員会審査結果：可決、 □本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

議案第 51 号 2019 年度須坂市後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号

歳入歳出に 284 万 2 千円

○予算決算特別委員会審査結果：可決、 □本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

議案第 52 号 2019 年度須坂市下水道事業会計補正予算第 1 号

歳入歳出に 244 万 2 千円

○予算決算特別委員会審査結果：可決、 □本会議＝簡易採決：可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

4) 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について

水上 智恵 氏（境沢町在住）

□本会議＝簡易採決：議会は同意する

5) 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

塚田 厚子 氏 (福島町在住)

黒岩 寿代 氏 (大字日滝在住)

□本会議＝簡易採決：議会は異議なし

6) 意見書第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○総務文教委員会審査結果：可決、□本会議＝起立多数で可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

7) 意見書第 6 号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

○福祉環境委員会審査結果：可決、□本会議＝起立多数で可決

◇佐藤壽三郎議員＝賛成

☑自論：各々の身体を一律的に評価することは難しい。「個人差」がそこにあるからである。運転を取りやめるか否かは、余程客観的な兆候が認められない限り、本来は自己責任としての意思決定としなければならない。

都会と違って公共交通のインフラ整備が未成熟な地方の市町村に居住する者は、本人の行動を可能にするのは車であり、車は将に足であるからだ。周知のとおり都会の社会環境と地方の社会環境・生活環境には大きな隔りがある。格差社会は単に所得観点からの捉えてはいけないと思料する。

高齢者の安全運転支援は、全国一律的な論議では少しも解決にならないだろう。地方の実態に即した内容であって欲しいものである。

概ね提出趣旨は肯定できる内容であるので大局的に賛成した。

8) 決議第 1 号 市長問責決議

☑ 問責決議の申立の理由

① 「上高井招魂社」で行われた例大祭に公務で出席し「会費」として公費 3 千円を支出した件。

② ある市民団体の市に対する要望活動に対する不遜な対応の件。

③ 昨年 9 月の米国ポートランド視察の一件。

□本会議＝起立採決：起立少数で否決

◇佐藤壽三郎議員＝否決

☑佐藤壽三郎議員の否決理由：

- ① については、後記4.【研究・地方議会と市議会議員】1.「上高井招魂社」の例大祭へ市長並びに議長が公務参列する意義についての小職の考察をご参照下さい。
- ② ③については、問責決議として掲げるに馴染まない。憲法問題と全く次元の違う課題を十把一束とした、問責決議理由は如何なものか。節度のない理由付では認容できない。

依って、小職は問責決議を否決としました。

- 後日、市民からも小職宛に「議員の暴挙だ」「無投票当選の弊害だ」「十把一束の手法は議員としての見識が問われるぞ」との声が寄せられました。

【自論】信濃毎日新聞の「違憲のおそれあり」とする記事に対して、今議会で問責議決の提出者らは、殊更に新聞記事を丸写ししたと思われる理由を掲げて、「憲法第20条、第89条で唱える、宗教の自由と政教分離違反である」と息巻いて上程する行為は些か軽率であります。

こと憲法問題を大上段に振りかざす場合は、十分に憲法等の書籍にあたられ、合憲説や違憲説更に判例等を十分に咀嚼して自論を展開して欲しいと思います。

(2) 今議会の予算決算特別委員会分科会の注目した答弁の手控

1) 総務文教委員会

A：結婚新生活支援事業は国の交付金を活用しての補助事業である。世帯の所得が年額340万円未満、婚姻時の年齢が夫婦ともに34歳以下という条件になっている。

2) 経済建設委員会

A：竜ヶ池の周遊道路の舗装について、清泉亭氏から動物園の入口まで、あずま屋から小泉屋さんまでの間が未舗装である。

3) 福祉環境委員会

A：市内で平成30年度は、オレオレ詐欺が4件、架空請求詐欺が5件、併せて9件の被害があった。

(3) 予算決算特別委員会

開議日時 令和元年8月27日

開議場所 議会第4委員会室

協議事項 条例された平成30年度決算の認定審査、補正予算の議案委任について。

開議日時 令和元年 9 月 20 日
開議場所 議会第 4 委員会室
協議事項 ○平成 30 年度の決算認定 8 件に関わる委員会審査は全て原案と
おり可決された。
○2019 年補正予算 6 件に対する委員会審査は全て原案と
おり可決された。

(4) インター周辺等開発特別委員会

開議日時 令和元年 9 月 20 日
開議場所 議会第 4 委員会室
協議事項 事業の進捗状況について
その他

(5) 全員協議会

開議日時 令和元年 7 月 24 日
開議場所 議会第 4 委員会室
協議事項 ○生涯学習スポーツ課非常勤職員の公金着服について
○竜ヶ池の漏水及び対策工事について

開議日時 令和元年 8 月 27 日
開議場所 議会第 4 委員会室
協議事項 9 月定例会の会期等外 8 項目
その他について

開議日時 令和元年 9 月 5 日
開議場所 議会第 4 委員会室
協議事項 緊急質問に係る議事日程変更について

開議日時 令和元年 9 月 6 日
開議場所 議会第 4 委員会室
協議事項 追加議案等について（議案の訂正）外 2 件

開議日時 令和元年 9 月 25 日
開議場所 議会第 4 委員会室
協議事項 追加議案等について
本日の議事日程及び議案の取扱いについて外 7 題

(6) 会派代表者会議

開議日時 令和元年 8 月 20 日
開議場所 正副議長室
協議事項 高山村外一市一町財産組合会議議員の選挙について
その他

開議日時 令和元年 9 月 3 日

開議場所 正副議長室
協議事項 教育委員会委員の任命について
人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて外

(7) 今定例会一般質問で私が取り上げた諸課題

1. みんなが健康に暮らせる須坂

(1) 子宮頸がんHPVワクチンの検証のその後について

- ① 「1日も早く積極的な勧奨再開を」と「重い反応へのリスクは解消されていない」の二論がある中での国の検証結果について。
- ② 国はなぜ勧奨再開をしないのか

(2) 経済的理由で医療機関での治療を受けられなかった悲劇について

- ① 市民の生存権を揺るがす問題であると思える事案であり、今回のこの切実な事例の課題を担当部課はどのように捉えましたか。
- ② 生活困窮者の生存権を守るために、須坂市として行政が救済の手を差しのべるために、どのような手立てをされているのか。

(3) 手足口病・リンゴ病患者増加について

- ① 「手足口病」並びに「リンゴ病」は、人体にどのような影響を及ぼす病気なのか。
- ② 「手足口病」並びに「リンゴ病」における、須坂市での罹患状況について。
- ③ これに対する須坂市と医療機関の取り組みについて。

2. 安心・安全に暮らせるまちづくり

(1) 旧富士通、(現(株)アールエフ)に係るPCB土壤汚染処理の窮状訴えのその後について

- ① 須坂市民にとって喫緊の課題である、(株)アールエフ須坂工場の土壤汚染について、地下水揚水処理等の土壤汚染に対する防止策の適正な処理の証しとして行われる、モニタリング調査とその結果報告が履行されていないことについて、令和元年6月定例会以降の、県、富士通株式会社、更に富士通株式会社を介して(株)アールエフへの履行催告等の進捗状況について。

3. 憲法で保障した国民主権主義を守るために

(1) 投票が無効票として取り扱われることを許してはならない

- ① 投票所において職員から投票用紙の交付を受けて、投票したにも拘わらず、これを無効とする切り捨て御免、問答無用が何故に正当なのか。
- ② この場合、法により投票所において職員が誤って発行した用紙による投票は、無効票として扱われるようだが、期日前投票所としての公正・厳格な管理下にある場所においての、投票用紙の交付を受けての投票行為は、選挙制度の絶対信用を堅持するためにも、投票を有効と扱うべきと私は考え

るが如何か。

- ③ 無効と扱われた投票者が、仮に選挙管理委員会へ無効の取消しをされたい旨の申立をなされた場合の有権者の救済について。

4. 須坂の果物を新幹線で東京に搬送する取り組みについて

(1) 物流革命として新幹線貨物列車を利するに勝算あり

- ① 新幹線を導入した流通革命に、須坂市は参画しているのか。
③ 須坂市はJAながのとの連携は、既に図られているのか。

(8) 今定例会の一般質問総括

今定例会で、18名の議員が一般質問を行いました。

取り上げた課題区分は概ね以下のとおりです。

- 行政一般 20 議員 ○福祉・環境問題 10 議員
○教育問題 2 議員 ○時事問題 1 議員
○須坂市の活性化等 2 議員
○インター周辺等開発 1 議員 ○まちづくり等 3 議員
○須坂市の文化・歴史 1 議員 ○次期市長選 1 議員

2. 長野広域連合議会

開議日時 令和元年 7 月 29 日

集合場所 (仮称) 長野長野広域連合B焼却施設建設地 (千曲市)

目的 工事安全祈願祭：長野広域連合議会福祉環境委員長として出席。

3. 【私の議会外議員活動】

催名 須坂市議会森林・林業林産業活性化促進議員連盟総会

期日 令和元年 9 月 2 日

場所 議会第 4 委員会室

内容 令和元年度事業計画案について外

学習 上程された議案の問題点の洗い出し

期日 令和元年 9 月 7 日 9 時～15 時

場所 議会第 1 委員会室

参集 久保田議員、竹内議員、佐藤議員

内容 条例、決算書の検討

学習 上程された議案の疑問点の解消に向けて

期日 令和元年 9 月 8 日 13 時～16 時

場所 議会第 1 委員会室

参集 久保田議員、竹内議員、佐藤議員

内容 補正予算書の検討

学習 委員会審査時における理事者の応答について

期日 令和元年 9 月 18 日 9 時から 12 時

場所 議会第 1 委員会室

参集 久保田議員、竹内議員、佐藤議員

内容 各々の予算決算特別委員会分科会の審査結果報告と争点について

4. 【研究・地方議会と市議会議員】 市議会議員 佐藤壽三郎

令和元年9月5日信濃毎日新聞の「上高井招魂社の例大祭に市長が公務で出席し、公費を支出したとして、政教分離違反ではないか」との報道記事についてであります。私が市議会議員（平成21年2月就任）であった折に、この例大祭には市長、議長の公務として出席し、懇親会（直会）の会食費を公費で賄ったと記憶しています。その場に同席しながら「知らぬ顔の半兵衛」を決め込むような姑息さは、幼少の頃より「男子として一番の愧じと思え」として、育てられた無骨者であります。故に敢えて茲に一筆申し添えます。

「上高井招魂社」の例大祭の催しは、

- ① 確か主宰が社会福祉協議会であったこと。（社会福祉協議会の会長は市議会の歴代議長経験者がその任に就くあて職ですが、平成11年2月に行った市議会選挙で違反があったため、市議会議員経験者が社会福祉協議会の長に着くことが憚られ、空白に陥り元市助役（現在は副市長と職名変更）であった吉池武氏が、小職が議長時には着任されていたと記憶します。その後、社会福祉協議会会長は市議会の歴代議長経験者に戻され、植木新一元議長が就任され、現在は永井康彦元議長がその任に就かれております。）
- ② 歴代の議長が出席されている、運用が習俗的慣例行事であること。
- ③ 須坂市議会議員たる小職宛に名指しで、「来賓として参列されたい」要請であったこと。
- ④ この例大祭に参加することは、須高の三市町村長、三市町村議会議員が、特定宗教に対する援助や助長等あるいは、圧迫・干涉等の意思などは全くなく、只管幕末の国を二分した戊辰戦争や諸外国との戦争の犠牲になられ、尊い命を落とされた若き無名戦死者への英霊の顕彰を称える一念でありました。

私は凡そ150年前の幕末時に、当時の須坂藩も深い関わりのある戊辰戦争、明治維新以降の富国強兵の名のもとに、幕府が諸外国と締結した不平等条約の解消を果たすために、明治政府の帝国主義政策による日清戦争、日露戦争。大正時代の第一次世界大戦、そして昭和における日中戦争、太平洋戦争と、この上高井郡に居住された若者が招集され、数多の命が戦場で奪われました。いわば国家施策の犠牲になられた戦没者の英霊の顕彰を称えるためと思いつつも、実際に参列しました。

会場に入り、相当な高齢になられた戦没者の兄弟姉妹或いはその子孫かと思しき方々を目のあたりにしたとき、須坂市議会議員として、素直にご遺族に対する社会的儀礼を尽くしたい思いと、須坂市民の代表としての市議会議員たる使命として、戦没者に頭を垂れる大切さを受け止め、この場に参列して良かったと感じたことを今でも鮮明に覚えています。

例大祭へ市長並びに議長が公務参列する意義についての一考察

「上高井招魂社」の例大祭に市長が公務で出席し、公費を支出したとして、政教分離違反ではないか」について。

1. 信教の自由と政教分離の原則について

憲法第 20 条を論ずるにあたって、政教分離原則とは、信教の自由の保障を確保するための制度であることを念頭に置き、この制度の実現を図るために、

- ① 当該行為の目的が世俗的目的を持つか否か。
- ② その行為が宗教を援助、助長、促進又は圧迫・干渉するものであるか否か。
- ③ 国の行為と宗教との間に過度のかかわり合いがあるか否か。

の 3 点に留意しなければならないとされています。

本例大祭は、戦没者遺族の相互扶助、福祉の向上と英霊の顕彰を称えるもので、些かも宗教的性格を有しない専ら習俗的行事であることに鑑みると、前記の 3 点については、世俗的目的であり、その行為が宗教を援助、助長、促進又は圧迫・干渉を否定し、地方自治体としての行為と宗教との間に過度のかかわり合いがないものである以上、須高の市町村長、市町村議長がこの例大祭に参加することは、何ら違憲ではないと思料します。

2. 「憲法 89 条公金支出は憲法違反ではないか」

この例大祭に参加した際に、須高の市町村長、市町村議会議長が懇親会（直会）の会食費を公費で支払ったことについて、「憲法 89 条公金支出は憲法違反ではないか」との指摘がありますが、当日納めた公金 3 千円は、玉串料ではなく、あくまでも例大祭の後に催される懇親会の会食費としての支出であります。

玉串料に関わる事案は、第 20 条 3 項、第 89 条前段に関わる問題として捉えま
す（第 89 条後段は「公の支配」に関わるものなので省かせて頂きます）。

第 89 条前段の趣旨は、そもそも公金支出によって、市町村と宗教上の組織が結び付くことを防止することで、第 20 条の保障する信教の自由及び政教分離原則を、第 89 条は財政面から確保しようとするものであり、具体的には憲法 89 条に「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」とするものです。

ところで本例大祭は、戦後 70 年を経るなかで戦前とは異なり、宗教的性格が希薄となり、専ら習俗的行事と化し、然も須坂市が主宰するものではありません。

例大祭の行事が行われた後に催される、懇親会への出席は、来賓として参列する慣行的な行為であり、この懇親会費を公金で支出したとしても、何ら憲法に違反するものではないと思料します。

《判例》政教分離原則に関わる裁判

- 津地鎮祭事件最高裁判決（最大判昭 52. 7. 13）⇒合憲
- 殉職自衛官合祀訴訟最高裁判決（最判昭 63. 6. 1）⇒合憲
- 岩手靖国訴訟第二審判決（仙台高判平 3. 1. 10）⇒違憲

- 内閣総理大臣公式参拝訴訟（大阪高判平 4. 7. 30）⇒違憲
- ^{みのお}箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟（最判平 5. 2. 16）⇒合憲
- 愛媛玉串料訴訟事件最高裁判決（最大判平 9. 4. 2）⇒違憲
- 即位の礼・大^{だいじょう}嘗祭と政教分離の原則（最判平 14. 7. 11）⇒合憲
- 総理大臣の靖国参拝による法的利益の侵害の有無（最判平 18. 6. 23）
⇒この点の判断は行っていない。

【参考文献 憲法要論・清宮四郎：法文社、憲法Ⅰ 清宮四郎、憲法Ⅱ 宮澤俊義：有斐閣、憲法講義・小林直樹：東京大学出版会、憲法・橋本公亘、憲法・清水陸：中央大学、日本国憲法・宮沢俊義：日本評論社、憲法コンメンタール：日本評論社、デバイス憲法：早稲田経営出版、憲法Ⅰ．憲法Ⅱ：東京リーガルマインド、憲法判例百選(第三版)、憲法判例百選Ⅱ(第6版)：有斐閣、法学教室・Ⅱ-4, Ⅱ-8：有斐閣、公務員試験によく出る重要判例 400：実務教育出版】

5. 【史記から拾う金言】 出典：史記列伝一 岩波文庫

「尺でも短いことあり、寸でも長いことはある」

○白起^{おうせん}・王翦列伝 第十三

「利によって行えば怨み多し」

○孟子・荀卿列伝 第十四

「いったい賢人というものは、物にたとえようならば、袋の中に錐を入れておくおうなもの。その穂先はすぐみえるものである」

○平原君・虞卿列伝 第十六

「将外に在れば、君命も受けざる所あり」

○魏公子列伝 第十七

「すべて物は極点に達すれば逆^{あと}もどりする。だから冬と夏が交代する。高くなればなるほど危うい。積み重ねた基石がそうである」

○春申君列伝第十八

6. 【お寄せ頂いた市民の声】

○佐藤議員の一般質問はキレがあって、毎議会の中継を楽しみに視聴しています。健康にご留意されてご活躍下さい。 70代男性：春木町在住

7. 【2019年9月議会に提出された資料一覧】

文書番号	文 書 名	提出機関	配布日付	保管綴り
20190901	豊洲小学校・相之島保育園周辺 ゾーン30区域図	道路河川課	8/30	
20190902	H30年度インター須坂流通産業団地排水ポンプ	産業連携開発課	8/30	
20190903	H30年度 地域おこし協力隊 宮島真悠子	商業観光課	8/30	
20190904	スムージ原材料の冷凍パック商品の販売	健康づくり課	8/30	
20190905	H30年度ごみ処理施設定期整備等修繕概要	清掃センター	8/30	
20190906	須坂市文書館の概要	生涯学習スポ	8/30	

20190907	学校開放事業の使用料に係る不正改善策	生涯学習スポ	8/30	
20190908	H30 年度 相森中学校防災機能強化工事	学校教育課	8/29	
20190909	須坂市立学校空調設備運用指針	学校教育課	8/29	
20190910	須坂市消防団第4分団2部機械器具置場について	消防本部	8/29	
20190911	令和元年度仁礼地域児童クラブ移設	学校教育課	8/29	
20190912	須坂市職員に対する懲戒処分等の公表について	総務課	8/9	
20190913	特別職の報酬及び給料等の額の改定について	市長	6/6	
20190914	市庁舎の劣化評価の考え方	総務部	9/10	
20190915	消防団活動服の更新整備	消防本部	9/10	
20190916	3歳から5歳まで保育所幼稚園等無償化	子ども課	9/10	
20190917	会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）	総務課	9/10	
20190918	市庁舎改修計画について	総務課	9/10	
20190919	小中学校及び指定通学路における防犯カメラ設置	学校教育課	9/10	
20190920	保育所等入所に係る妊娠・出産理由での入所期間	子ども課	9/10	
20190921	地域づくり市民会議で出された要望事項と回答	政策推進課	9/5	
20190922	三木市長米国視察日程表	政策推進課	9/5	
20190923	ドローンの使用実績	政策推進課	9/5	
20190924	地域おこし協力隊の成果について	政策推進課	6/5	
20190925	博物館平面図	生涯学習スポ	9/12	
20190926	信州須坂ハーフマラソンについて	生涯学習スポ	9/12	
20190927	市指定転園記念物「別のオニグルミ」の指定解除	生涯学習スポ	9/12	
20190928	中央公民館等の整理について	生涯学習スポ	9/12	
20190929	須坂市先導的官民連携支援事業業務委託について	まちづくり推進	9/13	
20190930	証の有効期限が7月31に変わりました	健康づくり課	9/12	
20190931	認知症安心サポートガイド	健康づくり課	9/12	
20190932	令和元年度 米子大瀑布紅葉期の交通混雑対策	商業観光課	9/17	
20190933	河川法施工令発電所の区分について	道路河川課	9/17	
20190934	ふれあい館しらふじの活用事業者募集の日程	まちづくり課	9/17	
20190935	修繕料（ごみ処理施設運営事業）H30 年度	清掃センター	5/18	
20190936	まるごと博物館構想」を核とした地方創生推進交付金	政策推進課	9/25	

⑨保管ファイル先は、特記以外は議会へ提出資料綴り。

8. 【お詫びとお願い】

- 台風17号の強風で、議員名の立て看板が吹き飛ばされまして、皆様にご迷惑をお掛けしました。目下、修復いたしております。
- 非通知の電話並びに未登録者から携帯電話を頂いても、防犯上対応はいたしません。
- 固定電話から架電される場合は、冒頭に186を付けてからお掛け下さい。
- 携帯電話で架電る場合は、SMSで先ず氏名と要件をご送信願います。

■□■□■□■□ 発行日 令和元年（2019年）9月29日

編集：発行人 須坂市議会議員 佐藤 壽三郎
<http://www.zyusaburo.com/> 佐藤壽三郎ホームページ
<http://zyusaburo.blog.fc2.com/> ブログ・千曲のかなた